

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 6年 6月 17日

福井県知事 殿

提出者

住所

福井市御幸4丁目6番8号

氏名

旭電設株式会社  
取締役社長 竹内 大介

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0776-22-2622

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	旭電設株式会社
事業場の所在地	福井市御幸4丁目6番8号
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	D08 (設備工事業)
②事業の規模	令和5年度 完成工事高 1,669,058千円
③従業員数	50名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	木くず：処理業者へ委託(破碎及び再生、再原料、再燃料化) 金属くず：処理業者へ委託(破碎及び再生、再原料化) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず：処理業者へ委託(埋立) がれき類：処理業者へ委託(破碎及び再生、再原料化) 廃プラスチック：処理業者へ委託(選別及び再原料化) 混合品：処理業者へ委託(選別及び再原料化、再原料化不可→埋立)

(日本産業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

【工事部長】

- ・全体統括管理
- ・委託業者選定、マニフェスト確認
- ・現場責任者の指導、教育

【現場責任者】

- ・委託業者提案、委託契約、マニフェスト交付、マニフェスト管理

【工事部 事務担当】

- ・マニフェスト交付状況の確認、集計、管理
- ・行政への報告

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙①のとおり	
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙①のとおり	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙①のとおり
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙①のとおり

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組)			

## (第4面)

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙②のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
(これまでに実施した取組)			

②計画	<b>【目標】</b>		
	産業廃棄物の種類	別紙②のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
別紙②のとおり			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項 別紙①

【前年度（令和5年度）実績】							
産業廃棄物の種類	木くず	金属くず	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	がれき類	混合品	廃プラスチック	合計
排出量 (t)	2.090	0.780	11.720	2708.580	0.190	0.730	2724.090
(これまでに実施した取組)							
①現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>電力会社、官公庁の仕事が主体となっているため、工事請負契約書や数量表に基づいて適切に処分を行った。</li> <li>伐採箇所や掘削箇所など必要最低限に抑え、排出量を抑えた。</li> </ul>						
【今年度（令和6年度）目標】							
産業廃棄物の種類	木くず	金属くず	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	がれき類	混合品	廃プラスチック	合計
排出量 (t)	2.000	0.700	11.000	750.000	0.100	0.700	764.500
(今後実施する予定の取組)							
②計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記現状の抑制方法に加え、工事の仮設調査時に伐採・掘削・撤去等を必要最低限に留め、産業廃棄物の排出抑制に努める。</li> <li>現場での分別をしっかりと行い、再利用できるものは区別し無駄な廃棄物を出さない。</li> </ul>						

産業廃棄物の処理の委託に関する事項 別紙②

①現状

【前年度（令和5年度）実績】

産業廃棄物の種類	木くず	金属くず	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	がれき類	混合品	廃プラスチック
全処理委託量	2.090	0.780	11.720	2708.580	0.190	0.730
優良認定処理業者への処理委託量	0	0	0	0	0	0
再生利用業者への処理委託量	2.090	0.780	0	2708.580	0	0.370
認定熱回収業者への処理委託量	0	0	0	0	0	0
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0	0	0	0	0	0

(これまでに実施した取組)

- ・委託処理業者は原則、再生利用事業者を選定して契約を行っている。
- ・産業廃棄物は種類ごとに分別してそれぞれの処理業者に委託を行っている。

②計画

【今年度（令和6年度）目標】

産業廃棄物の種類	木くず	金属くず	※ガラス・コンクリート・陶磁器くず	がれき類	混合品	廃プラスチック
全処理委託量	2.000	0.700	11.000	750.000	0.100	0.700
優良認定処理業者への処理委託量	0	0	0	0	0	0
再生利用業者への処理委託量	2.000	0.700	0	750.000	0.050	0.500
認定熱回収業者への処理委託量	0	0	0	0	0	0
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0	0	0	0	0	0

(今後実施する予定の取組)

- ・昨年の取組を継続すると共に、処理業者の評価を行い適切な処理委託を行う。
- ・排出事業者で確り産業廃棄物の分別を行い、再生利用業者への委託量を増やす。
- ・新規処理委託業者については、再生利用事業者を選定して契約をしていく。

※ガラス・コンクリート・陶磁器くずに関しては石綿含有物のみのため、再生利用事業者には委託しない。